

第22回京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：令和5年1月1日（水） 午前10時30分～午前11時45分

場 所：右京区役所 大会議室2

出席者：構成員名簿参照

【概要】

（1）障害を理由とする差別に関する相談対応事例について^{資料1}

＜別紙1＞京都市における相談対応事例について

小坂委員 京都市の事例2について、要約筆記や手話など、京都市は事業者に対し、どこまで合理的配慮をするか決めているか。

京都市 合理的配慮の提供という基本的な考え方は、まず、相談者がどのような要望をされているか、事業者が聞き取り、本来の業務に付随するか、障害のない方と同等の機会を得る、事務事業の目的内容の本質的な変更には及ばないなどが範囲として設けられている。過重な負担にならないなど、個別具体的に、どこまでできるかどうかについて、相談者と事業者が建設的対話をしていくこととなる。行政が事業者に対して、一律的に合理的配慮をここまでするようにと言うことはない。

小坂委員 事例2について、事業者が手話通訳等を用意しないといけないように感じ、負担が大きいように感じる。最終、どのように解決したか。

京都市 やり取りについては、「今後対応」で終わっている。

＜別紙2＞京都府における相談対応事例について

小坂委員 事例4について、少人数や混雑している場合には、言いにくい。

東原委員 言いやすい環境づくりのために、事業者や市民に対し、啓発をしていくことが必要。

小坂委員 事例2について、アナウンスできるか。運転手は気づかないと思う。他の知らせるシステムがあればよいのでは。

小池委員 事例2について、ヘルプマークの認識について、本当に必要な人と混同する。

岡田委員 事例2について、運転手が気づいてくれないとあったが、「白杖を持った方がいるので」とアナウンスされるのは、全ての人が席を必要とされているとは限らず、声掛けをPRしていくのが良いのではないか。

高山委員 事例1について、直営店はタブレットで遠隔操作をしてくれることもある。携帯電話は専門用語が多い。筆談で通じないこともあります、時間もかかる。タブレットで遠隔手話をできることを行政からも伝えてほしい。

東原委員 全国携帯電話販売会社というところがある。そこが全ての携帯会社を管轄しているかどうかは分からないが、ご意見について伝えてまいりたい。

（2）障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領の改正案について^{資料2}

京都市 それぞれの団体でご確認いただき、電話やメール等でご意見をいただきたい。

<その他>

平山委員

精神の障害者当事者団体が加入していないのはなぜか。

澤岡委員

部会の開始当時、団体で当事者の声を聞かせていただき、精神については、京都精神保健福祉推進家族会連合会が代表として加入いただいた。

大前委員

京都法務局での人権侵犯について教えていただきたい。

京都市

法務局での内容のため法務局へ確認してまいる。

宇川委員

障害のある方への理解を進めていくために、子どもへの教育の中でも進めていく必要がある。教育委員会の参加も必要と考える。